吹田市自殺対策計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

吹田市自殺対策計画策定支援業務

2 業務目的

本業務は自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条2項に基づき、近年の市内の自 殺の実態及び自殺と密接に関連する因子の背景要因を調査し、これらの結果を分析し、地域の自 殺予防対策事業の課題の抽出や構築のための具体的方策を提案すること等により、吹田市が「第 2次吹田市自殺対策計画(令和6年度から令和10年度)」を策定するにあたり、その支援をす るものとする。

策定にあたっては、「自殺総合対策大綱」(令和4年度から令和8年度まで)及び「大阪府自 殺対策計画」(令和5年度から令和10年度まで)の内容を勘案し、策定を進める。

3 業務内容

- (1) 現状分析及び課題の抽出
 - ア 本市の地域自殺実態プロファイルデータ及びアンケート調査結果等を活用し、本市の抱える課題を分析・整理する。
 - イ 本市の既存事業の進捗状況のヒアリングと再整理を行う。
 - ウ 上記アの分析結果やイの結果を基に、各分野における課題を抽出する。
- (2) 計画骨子案の検討

上記(1)の内容をまとめるとともに、他計画との整合性を図りながら、基本方針、重点項目、数値目標及び具体的な取組内容等をまとめ、計画素案を作成する。

(3)会議運営の支援

計画策定のための会議及び事前協議(※)に出席し、議事録を作成する。また、必要に応じ資料の作成支援や、会議での説明を行う。

(※) 市職員で組織する会議を6回程度、外部委員で組織する会議を3回程度開催予定。

(4) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント用資料を作成し、市民からの意見に対する回答案を検討・作成する。

(5) 計画書の作成・印刷

パブリックコメント及び懇談会での意見を踏まえ、計画書を作成する。

- ア 計画書冊子 200 部 (A4版、2色刷り、50ページ程度)
- イ 計画書概要版 1,000 部 (A4版、カラー刷り、4ページ程度)
- ウ PDF等電子データでの提供
- (6) 市民意識調査の実施と結果分析等に関する支援
 - ア アンケート調査実施にあたっての技術助言
 - イ 調査票及びお礼兼督促用はがきの作成支援・印刷
 - ウ 発送用封筒及び返信用封筒の作成
 - エ 調査票の封入封緘
 - オ 調査票の送付、郵送(料金受取人払い)による回収、お礼兼督促用はがきの送付 ※発送及び回収に係る費用は委託料に含む。ラベルシートは市が提供。
 - カ 調査対象者からの問合せ対応

調査票の記入の仕方等に関する問合せは原則受託者が対応する。

問合せに対応するため、メール及び電話窓口を設けること。

キ 回収した調査票の集計及び分析(ナンバリング及びデータ入力を含む)

※インターネットで回収したデータを含む。インターネットの回答フォームの作成は受託者が行う。

クロス集計等を活用した詳細な分析を行い、項目ごとのデータ分析の解説を作成し、データで納品すること。

ク 調査結果報告資料の作成

ケ 契約金額のうち、「(6)市民意識調査の実施と結果分析等に関する支援」に要する費用 のみを記した明細を作成、提出のこと。

【市民意識調査アンケートの概要】

対象:無作為抽出した18歳以上の市民2,000名

方法:郵送調査法(回収は郵送及びインターネットにより行う)

内容: A4・12 ページ・設問 25 問程度(未定)

時期:令和5年夏頃

4 業務委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月31日まで

5 注意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い進めることとする。
- (2) 計画策定支援業務に従事経験のある者を主任担当者として配置できること。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律や吹田市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- (4) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- (5) 本業務の履行に当たり必要となる資料等については、その都度委託者から提供する。受託者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、契約期間終了後すべて返却する。
- (6) 本業務で履行した成果品等はすべて委託者の所有とし、委託者の許可なく貸与、公表、使用してはならない。なお、委託者に提供された写真、イラスト、グラフ等については、以後、委託者が使用するに当たり、支障のないものとする。
- (7)業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品等不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに受託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

6 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。